

令和3年2月吉日

お取引お客様 各位

一般社団法人 新潟縣健康管理協会

## 溶接ヒューム等に係る政令等の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、労働安全衛生法施行令等について所要の改正が行われました。

「溶接ヒューム」が独立した特定化学物質(第2類物質)として指定されるとともに、特殊健康診断の実施等の措置義務が新たに規定されました。

また、塩基性酸化マンガンについては「マンガン及びその化合物」に含まれ法規制の対象となり、特殊健康診断の実施が義務付けられました。

尚、この改正政省令は令和3年4月1日より施行されます。

敬具

溶接ヒューム等を取り扱う業務については、これまでじん肺法に基づくじん肺健康診断の実施が義務付けられていました。今後はこれに加えて、溶接ヒューム等を取り扱う業務に常時する労働者に対して、6ヵ月以内ごとに1回、定期的に特定化学物質に係る特殊健康診断を実施する必要がございます。

詳細は下記の通りとなります。

## 《溶接ヒューム》

○溶接ヒューム等を取り扱う業務に常時従事する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6か月以内ごとに1回、定期的に規定の項目について健康診断を行うことが必要です。

### ＜対象となる溶接ヒュームの範囲＞

「溶接ヒューム」及び「溶接ヒュームを含有する製剤その他のものであって、溶接ヒュームの含有量が重量の1パーセントを超えるもの」

### ＜検査項目＞

1. 業務の経歴の調査
2. 作業条件の簡易な調査
3. 溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査
4. せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査
5. 握力の測定

### ＜検査料金＞

¥2,500（税別）

## 《マンガン》

○塩基性酸化マンガンについては、これまでの「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）」という特定化学物質（第2類物質）としての規制対象の文言から、「塩基性酸化マンガンを除く」という文言が削除されたことにより、「マンガン及びその化合物」に含まれ法規制の対象となり、特殊健康診断の実施が義務付けられました。  
○マンガン等製造・取扱業務に常時従事する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6か月以内ごとに1回、定期的に規定の項目について健康診断を行うことが必要です。

### ＜対象となる作業と含有率＞

- ・マンガンおよびその化合物と、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
- ・マンガン等を製造し、または取り扱う業務

### ＜検査項目＞

1. 業務の経歴の調査
2. 作業条件の簡易な調査
3. マンガンまたはその化合物によるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査
4. せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査
5. 握力の測定

### ＜検査料金＞

¥2,500（税別）

ご不明な点、ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

一般社団法人 新潟県健康管理協会

開発事業部 TEL 025-283-3711